

インサイダー取引規制の概要

平成23年7月8日
金融庁総務企画局市場課

1 総論

インサイダー取引

有価証券の発行会社の役員等は、投資家の投資判断に影響を及ぼすべき情報について、その発生に自ら関与し、又は容易に接近しうる特別な立場にある。これらの者が、そのような情報で未公開のものを知りながら行う有価証券に係る取引は、一般にインサイダー取引、すなわち内部者取引の典型的なものと言われている。

こうした内部者取引が行われるとすれば、そのような立場にある者は、公開されなければ当該情報を知りえない一般の投資家と比べて著しく有利となり、極めて不公平である。このような取引が放置されれば、証券市場の公正性と健全性が損なわれ、証券市場に対する投資家の信頼を失うこととなる。(証券取引審議会報告「内部者取引の規制の在り方について」(昭和63年2月24日))

インサイダー取引規制の沿革・これまでの主な改正等

昭和 63 年 2 月 証券取引審議会報告「内部者取引の規制の在り方について」

インサイダー取引に関する社会的関心の高まり、米英等、諸外国における内部者取引規制の強化ないし新規立法の動きを踏まえ審議。

昭和 63 年 5 月 改正証券取引法成立

証券取引審議会の報告を踏まえ、インサイダー取引に着目した規制を設け、刑事罰則を整備。(平成元年 4 月 1 日施行)

平成 9 年 12 月 金融罰則整備法成立

インサイダー取引の罰則強化(6 月以下の懲役若しくは 50 万円以下の罰金又はこれらの併科 3 年以下の懲役若しくは 300 万円以下の罰金又はこれらの併科。法人重課 50 万円以下 3 億円以下の罰金。)(平成 9 年 12 月 30 日施行)

平成 10 年 6 月 金融システム改革法成立

不公正取引によって得た財産の没収・追徴制度の導入等インサイダー取引を含む不公正取引の規制強化。(平成 10 年 12 月 1 日施行)

独禁法改正に伴う持株会社の解禁や連結ベースのディスクロージャーへの移行に伴う制度整備(会社関係者等に親会社や子会社の会社関係者を追加。重要事実の子会社に関する重要事実を追加。上場会社等の決算情報に企業集団の売上高等の差異を追加。)(平成 12 年 7 月 1 日施行)

平成 13 年 6 月 商法等改正法の施行に伴う関係法律整備法成立

金庫株解禁に伴うインサイダー取引規制の整備(自己株式処分を重要事実を追加等。)(平成 13 年 10 月 1 日施行)

平成 16 年 6 月 改正証券取引法成立

インサイダー取引等に対する課徴金制度を導入。(平成 17 年 4 月 1 日施行)

平成 18 年 6 月 金融商品取引法成立

インサイダー取引の罰則強化(3 年以下の懲役若しくは 300 万円以下の罰金又はこれらの併科 5 年以下の懲役若しくは 500 万円以下の罰金又はこれらの併科。法人重課 3 億円以下 5 億円以下の罰金。)。(平成 18 年 7 月 4 日施行)

平成 20 年 6 月 改正金融商品取引法成立

課徴金の金額水準の引上げ等。(平成 20 年 12 月 12 日施行)

2 会社関係者のインサイダー取引規制(法 166 条)の要件

会社関係者(元会社関係者を含む。)が、
上場会社等の業務等に関する**重要事実**を、
その者の**職務等**に関し知りながら、
当該重要事実が**公表**される前に、
当該上場会社等の株券等の**売買等**を行うこと。

(**会社関係者**から重要事実の**伝達**を受けた者(あるいは当該伝達を受けた者が所属する法人の役員等で、その者の職務
に関し重要事実を知った者)が当該重要事実が**公表**される前に**売買等**を行う場合を含む。)

会社関係者

会社関係者	重要事実を知った事由	具体例
上場会社等の役員等	その者の職務に関し	役員、社員、契約社員、派遣社員、アルバイト、パートタイマー等
上場会社等の帳簿閲覧請求権等を有する者	当該権利の行使に関し	総株主の議決権又は発行済株式数の3%以上を保有する株主等
上場会社等に対して法令に基づく権限を有する者	当該権限の行使に関し	許認可権限を有する公務員等
上場会社等と契約を締結している者 / 締結交渉中の者	当該契約の締結・交渉・履行に関し	取引先、会計監査を行う公認会計士、増資の際の元引受証券会社、顧問弁護士等
(が法人である場合における)同一法人の他の役員等	その者の職務に関し	銀行の融資部門から伝達を受けた投資部門の役員等

重要事実

分類	重要事実の項目例	軽微基準
決定事実	株式(優先出資を含む)・新株予約権の引受者の募集	払込金額の総額が1億円未満と見込まれること等
	資本金の額の減少	なし
	資本準備金又は利益準備金の額の減少	なし
	自己株式取得	なし
	株式無償割当て(平成23年改正により、新株予約権無償割当てが追加)	株式無償割当てによって1株に対し割り当てる株式の数の割合が0.1未満
	株式(優先出資を含む)の分割	株式(優先出資を含む)の分割により1株(1口)に対し増加する株式の数の割合が0.1未満
	剰余金の配当	1株当たりの剰余金配当額の前年同期比増減額が20%未満
	株式交換	(完全親会社となる場合)完全子会社の直近の総資産の帳簿価額が完全親会社の直近の純資産額の30%に相当する額未満 + 完全子会社の売上高が完全親会社の売上高の10%に相当する額未満 / 子会社との間で行う株式交換
	株式移転	なし
	合併	(吸収合併存続会社となる場合)合併による資産増加額が直近の純資産額の30%に相当する額未満と見込まれること + 売上高(2期分)の増加額が直近の売上高の10%に相当する額未満と見込まれること / 完全子会社との合併
会社の分割	(分割会社となる場合)分割に係る資産の直近の帳簿価額	

		<p>が直近の純資産額の 30%未満 + 売上高(2期分)の減少額が直近の売上高の 10%に相当する額未満 (承継会社となる場合)分割による資産の増加額が直近の純資産額の 30%に相当する額未満と見込まれること + 売上高(2期分)の増加額が直近の売上高の 10%に相当する額未満と見込まれること</p>
	事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け	<p>(譲渡会社となる場合)事業譲渡に係る資産の直近の帳簿価額が直近の純資産額の 30%未満 + 売上高(2期分)の減少額が直近の売上高の 10%に相当する額未満と見込まれること (譲受会社となる場合)事業譲受けによる資産の増加額が直近の純資産額の 30%に相当する額未満と見込まれること + 売上高(2期分)の増加額が直近の売上高の 10%に相当する額未満と見込まれること / 完全子会社からの事業譲受け</p>
	解散	なし
	新製品又は新技術の企業化	<p>販売・事業開始日の属する事業年度開始の日から3年間の売上高の増加額が直近の売上高の 10%に相当する額未満と見込まれること + 販売・事業開始のための特別支出額が固定資産の直近の帳簿価額の 10%に相当する額未満と見込まれること</p>
	業務上の提携その他の上記に掲げる事項に準ずる事項として政令で定める事項(例:子会社の異動を伴う株式・持分の譲渡・取得)	<p>(既存会社の子会社化・既存子会社の非子会社化)既存会社・既存子会社の総資産の直近の帳簿価額が会社の直近の純資産額の 30%に相当する額未満 + 既存会社・既存子</p>

		会社の売上高が会社の売上高の 10%に相当する額未満 (子会社設立)設立の日から3年内に開始する事業年度末日における子会社の総資産の直近の帳簿価額が会社の純資産額の 30%に相当する額未満と見込まれること + 当該各事業年度の子会社の売上高が会社の直近の売上高の 10%に相当する額未満と見込まれること
発生事実	災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害	損害額が純資産額の3%に相当する額未満と見込まれること
	主要株主の異動	なし
	上場廃止	社債券又は優先株に係る上場廃止又は登録の取消原因事実の発生
	上記に準ずる事項として政令で定める事項(例:財産権上の請求に係る訴訟の提起・判決等)	(訴訟提起)訴訟の目的物の価額が直近の純資産額の15%に相当する額未満 + 訴えのとおり敗訴したとした場合、訴訟提起日の属する事業年度開始の日から3年間の売上高の減少額が直近の売上高の 10%に相当する額未満と見込まれること (判決等)上記の軽微基準に該当する訴訟に係る判決等の場合 / 上記の軽微基準に該当しない訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合 + 判決等に基づく会社の給付額が直近の純資産額の3%に相当する額未満と見込まれること + 判決等の日の属する事業年度開始の日から3年間の売上高の減少額が直近の売上高の 10%に相当する額未満と見込まれること
決算情報	売上高(単体・連結)	新たな予想値又は決算の数値の、公表された直近予想値

		からの増減額が 10%以上
	経常利益(単体・連結)	新たな予想値又は決算の数値の、公表された直近予想値からの増減額が 30%以上 + 当該増減額が前事業年度末の純資産額と資本金の額とのいずれか少くない金額の 5%以上
	純利益(単体・連結)	新たな予想値又は決算の数値の、公表された直近予想値からの増減額が 30%以上 + 当該増減額が前事業年度末の純資産額と資本金の額とのいずれか少くない金額の 2.5%以上
	剰余金の配当(単体)	新たな予想値又は決算の数値の、公表された直近予想値からの増減額が 20%以上
その他 (バスケット条項)	～ のほか、上場会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの	
子会社に係る 重要事実	～ と同様(子会社の情報であっても当該上場会社等に対する投資判断に重要な影響を及ぼすものは重要事実とされている)	～ と同様

公表

上場会社等により、

- ・2以上の報道機関に対して公開され、12時間経過したこと
- ・TDnet等により公衆の縦覧に供されたこと
- ・有価証券届出書等に記載し、公衆の縦覧に供されたこと

売買等

- ・売買その他の有償の譲渡・譲受け

(上場株券等について有償で所有権を移転することであり、売買のほか、交換、代物弁済、現物出資等が該当するが、有価証券の発行とこれに対応する原始取得はここでいう「売買等」には該当しない()と解されている。)

新株発行は原始取得に該当するが、対価として自己株式を交付する場合は、有償の譲渡に該当するものと解されている。

- ・デリバティブ取引

適用除外

適用除外
株式の割当てを受ける権利の行使による株券の取得
新株予約権の行使による株券の取得
オプションの行使による売買等
株式買取請求又は法令上の義務に基づく売買等
防戦買い
株主総会決議等の公表後に行う自己株式の取得
安定操作取引
普通社債券等の売買等
知る者同士の証券市場によらない取引
一定の知る前契約に基づく売買等、特別事情に基づく売買であることが明らかな売買等

3 インサイダー取引に対する制裁

刑事罰

- ・インサイダー取引を行った行為者: 5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又はこれらの併科(法 197 条の2)
- ・法人の代表者や従業員等が法人の業務等としてインサイダー取引を行った場合、法人も処罰(両罰規定・重課): 5億円以下の罰金(法 207 条1項2号)
- ・犯罪行為により得た財産について必要的没収・追徴(法 198 条の2)

課徴金

違反者の経済的利得相当額(法 175 条)

4 近年のインサイダー取引に対する執行状況

課徴金納付命令・告発の件数

年度	17	18	19	20	21	22
課徴金納付命令	9	9	21	14 (6)	34	23
告発	5	9	2	7 (2)	7	4

年度：平成 20 年度まで「事務年度ベース」(7月～翌年6月)、平成 21 年度から「会計年度ベース」(4月～翌年3月)。平成 20 年度 ()は平成 21 年度との重複期間(平成 21 年 4 月～ 6 月)の件数

(参考) 公開買付者等関係者の禁止行為(法 167 条)

公開買付者等関係者(元公開買付者等関係者を含む。)が、

公開買付け等事実(公開買付け等の実施又は中止を決定した事実)を、

その者の**職務等**に関し知りながら、

当該公開買付け等事実が**公表**される前に、

当該公開買付け等に係る株券等の**買付け等**又は**売付け等**を行うこと。

(**公開買付者等関係者**から公開買付け等事実の**伝達**を受けた者(あるいは当該伝達を受けた者が所属する法人の役員等で、その者の職務に関し公開買付け等事実を知った者)が当該公開買付け等事実が**公表**される前に**買付け等**又は**売付け等**を行う場合を含む。)

公開買付者等関係者

会社関係者	重要事実を知った事由	具体例
公開買付者等の役員等	その者の職務に関し	役員、社員、契約社員、派遣社員、アルバイト、パートタイマー等
公開買付者等の帳簿閲覧請求権等を有する者	当該権利の行使に関し	総株主の議決権又は発行済株式数の3%以上を保有する株主等
公開買付者等に対して法令に基づく権限を有する者	当該権限の行使に関し	許認可権限を有する公務員等
公開買付者等と契約を締結している者 / 締結交渉中の者	当該契約の締結・交渉・履行に関し	取引先、会計監査を行う公認会計士、公開買付けのFAとなる証券会社、顧問弁護士等
(が法人である場合における)同一法人の他の役員等	その者の職務に関し	銀行の融資部門から伝達を受けた投資部門の役員等

公開買付け等

分類	概要
公開買付け	<ul style="list-style-type: none"> ・法 27 条の 2 第 1 項に規定する公開買付け(発行者以外の者による公開買付け) ・法 27 条の 22 の 2 第 1 項に規定する公開買付け(発行者による公開買付け)
公開買付けに準ずる行為	自己又は他人名義で買い集める株券等の議決権数が総株主の議決権数の5%以上となる場合の買集め行為(軽微基準:当該買集め行為により各年において買い集める株券等の数が当該株券等の発行者である会社の相株主等の議決権の2.5%未満)

公表

公開買付者等により、法 166 条の公表措置と同様の措置がとられたこと

買付け等・売付け等

・公開買付け等に係る株券等の買付けその他の有償の譲受け(買付け等)

・公開買付け等に係る株券等の売付けその他の有償の譲渡(売付け等)

(「買付け等」および「売付け等」の意義は、法 166 条の「売買等」と同旨と解されている。)

適用除外

適用除外
株式の割当てを受ける権利の行使による株券の取得
新株予約権の行使による株券の取得
オプションの行使による株券等の買付け等又は売付け等
株式買取請求又は法令上の義務に基づく株券等の買付け等又は売付け等
応援買い
防戦買い
安定操作取引
知る者同士の証券市場によらない取引
一定の知る前契約に基づく買付け等又は売付け等、特別事情に基づく買付け等又は売付け等であることが明らかな買付け等又は売付け等